

3 道民税

この税金は、住みよい地域社会をつくるために必要な経費を、その能力に応じて広く負担し合うという性格をもっており、個人道民税・法人道民税・道民税利子割・道民税配当割・道民税株式等譲渡所得割があります。

個人道民税

この税金には、均等割と所得割とがあり、市町村が個人市町村民税と併せて、課税と収納の事務を行っています。個人道民税と個人市町村民税を合わせて、一般に個人住民税と呼ばれています。

● 納める人

区 分	均等割	所得割
1月1日現在で道内に住所がある人	○	○
1月1日現在で道内に事務所（事業所）や家屋敷（※）がある人で、その市町村に住所がない人	○	×

※ 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅で、常に居住しうる状態にあるものをいい、必ずしも自己所有のものであることを要しません。

● 納める額

区 分	個人道民税	個人市町村民税	計
均等割（※1）	1,500円	3,500円	5,000円
所得割（※2）	4%（2%）	6%（8%）	10%

※1 均等割の税率については、東日本大震災復興基本法で定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）までの間、1,000円（個人道民税500円、個人市町村民税500円）が加算されています。

※2 札幌市が課税する所得割（賦課期日が平成30年（2018年）1月1日以降のもの）については、括弧内の税率となります。

▶ 所得割の計算方法

$$\underbrace{(\text{前年中の所得金額}(\text{※1}) - \text{所得控除額}(\text{※2}))}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{税額控除額}(\text{※3})$$

※1 所得金額とは、総所得金額（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得）、退職所得金額、山林所得金額などをいいます。（☞ P.8）

※2 所得控除の順序は、まず雑損控除を行い、次にその他の控除を行います。（☞ P.10）

※3 算出所得割額から控除されるものとしては、調整控除額、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額及び外国税額控除額等があります。（☞ P.13）

（注）土地・建物などの譲渡所得等、山林所得及び退職所得は個別に定められた方法で計算します。

● 申告と納税

▶ 申告

毎年3月15日までに、前年1年間の所得を住所地の市町村に申告します。ただし、所得税の確定申告をした人や給与所得のみの人は、申告する必要はありません。

▶ 納税

給与所得者については、給与支払者が6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から差し引き、市町村に納めます（特別徴収）。年金所得者については、年6回年金支給月（偶数月）に公的年金から特別徴収されます。

その他の人は、市町村から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、1月の4期に分けて納めます（普通徴収）。普通徴収の納期は、市町村によって異なる場合があります。

● 所得金額の計算

前年1年間の収入金額から必要経費等を差し引いた金額となります。

所得金額には、次のようなものがあります。

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債や預貯金などの利子	(収入金額)
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (株式などを取得するための借入金の利子)
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額) - (必要経費)
事業所得	事業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)
給与所得	給料、賞与、賃金など	(収入金額) - (給与所得控除額 (※1))
譲渡所得	資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費+譲渡費用) - (特別控除額)
一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険等一時金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)
雑所得	他の所得に当てはまらないもの(公的年金、その他)	公的年金… (公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額 (※2))
		その他 … (総収入金額) - (必要経費)

※1 給与所得控除額の算出方法

給与等の収入金額	給与所得控除額
55万円以下	給与の収入金額の全額
55万円超 180万円以下	給与の収入金額×40% - 10万円 (55万円に満たない場合は55万円)
180万円超 360万円以下	給与の収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	給与の収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	給与の収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

- (注) ・ 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により給与所得控除額を計算してください。
 ・ 収入金額が660万円未満の控除額については、所得税法別表第五によります。

※2 公的年金等控除額の算出方法

<年金受給者の年齢が65歳未満の場合>

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	60万円	50万円	40万円
130万円以上 410万円未満	年金の収入金額× 25%+27万5千円	年金の収入金額× 25%+17万5千円	年金の収入金額× 25%+7万5千円
410万円以上 770万円未満	年金の収入金額× 15%+68万5千円	年金の収入金額× 15%+58万5千円	年金の収入金額× 15%+48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	年金の収入金額× 5%+145万5千円	年金の収入金額× 5%+135万5千円	年金の収入金額× 5%+125万5千円
1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

(注) 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

<年金受給者の年齢が65歳以上の場合>

公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	110万円	100万円	90万円
330万円以上 410万円未満	年金の収入金額× 25%+27万5千円	年金の収入金額× 25%+17万5千円	年金の収入金額× 25%+7万5千円
410万円以上 770万円未満	年金の収入金額× 15%+68万5千円	年金の収入金額× 15%+58万5千円	年金の収入金額× 15%+48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	年金の収入金額× 5%+145万5千円	年金の収入金額× 5%+135万5千円	年金の収入金額× 5%+125万5千円
1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

(注) 年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

● 所得金額調整控除額

次のいずれかに該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

なお、両方に該当する場合は、掲載順に控除が適用されます。

- ▶ 給与等の収入金額が850万円を超える人で次のいずれかに該当する場合

- ① 本人が特別障がい者に該当する
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 (限度額1,000万円) - 850万円) × 10%

- ▶ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除 = (給与所得控除後の給与等の金額 (限度額10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (限度額10万円)) - 10万円

● 非課税

次のいずれかに該当する場合には、個人道民税が課税されません。

区 分	該 当 す る 人
均等割・所得割 ともに非課税	生活保護法による生活扶助を受けている人
	障がい者、未成年者、寡婦 (※1) 又はひとり親 (※2) で、前年の合計所得金額 (※3) が135万円以下の人
	前年の合計所得金額 (※3) が市町村の条例で定める額以下の人
所得割が 非課税	前年の総所得金額等の合計額 (※4) が次の額以下の人 ① 扶養家族のない人 45万円 ② 扶養家族のある人 35万円×家族数 (本人+控除対象配偶者+扶養家族数) +42万円

※1 寡婦とは、前年の合計所得金額が500万円以下で、ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する人 (住民票の続柄に「夫 (未届)」の記載がある人は除く) をいいます。

- ・ 夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族がある人
- ・ 夫と死別後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人

※2 ひとり親とは、前年の合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、前年の総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がある人 (住民票の続柄に「夫 (未届)」「妻 (未届)」の記載がある人は除く) をいいます。

※3 合計所得金額とは、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計した額をいいます。

※4 総所得金額等の合計額とは、合計所得金額から繰越控除額を控除したものです。

● 所得控除

▶ 雑損控除

【要件】

災害等により資産に損害が発生した場合に適用されます。

【控除額】

次の①と②のいずれか多い方の金額

- ① (損失の額－保険金などで補填された金額)－(総所得金額等×10%)
- ② (災害関連支出の金額)－5万円

▶ 医療費控除

【要件】

本人または生計を一にする配偶者、親族のために医療費を支払った場合に適用されます。

【控除額】

次の①と②のいずれか一方の金額

- ① (医療費)－(保険金などで補填された金額)
－(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない金額)(限度額200万円)
- ② (支払ったスイッチOTC医薬品(※)の購入金額)－(保険金などで補填された金額)
－12,000円(限度額88,000円)

※ 対象となるOTC医薬品には識別マークが付されています。



▶ 社会保険料控除

【要件】

国民健康保険・国民年金・介護保険料等の社会保険料を支払った場合に適用されます。

【控除額】

支払った金額

▶ 小規模企業共済等掛金控除

【要件】

小規模企業法に定める共済契約の掛金等を支払った場合に適用されます。

【控除額】

支払った金額

▶ 生命保険料控除

【要件】

生命保険や個人年金保険等の保険料を支払った場合に適用されます。

【控除額】

新契約(平成24年(2012年)1月1日以降に締結)に係る生命保険料等を支払った場合

	支払った金額	控除額
①生命保険	12,000円以下	支払った保険料
②個人年金	12,000円超32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円
③介護医療	32,000円超56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円

旧契約（平成23年（2011年）12月31日以前に締結）に係る生命保険料等を支払った場合

	支払った金額	控除額
④生命保険 ⑤個人年金	15,000円以下	支払った保険料
	15,000円超40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円

控除額の計算

生命保険分（①+④）（※）+ 個人年金分（②+⑤）（※）+ 介護医療分（③）
（保険料の種類ごとに限度額は28,000円で、合計限度額は70,000円です。）

※ 新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、保険料の種類ごとに新旧それぞれの控除額を合算しますが、限度額は28,000円です。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約による適用額のみで計算します。

▶ 地震保険料控除

【要件】

地震保険料を支払った場合に適用されます。

【控除額】

- 地震保険料のみを支払った場合
支払った保険料 × 1/2（限度額25,000円）
- 旧長期損害保険料（平成18年（2006年）12月31日以前に締結）のみを支払った場合

支払った金額	控除額
5,000円以下	支払った保険料
5,000円超15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円

（注） 1つの保険で地震保険と旧長期損害保険が備わっている場合は、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらか一方を選択することになります。両方を支払った場合は、①で求めた金額+②で求めた金額（限度額25,000円）となります。

▶ 障害者控除

【要件】

本人又は生計を一にする配偶者、扶養親族が障がい者の場合に適用されます。

【控除額】

26万円（特別障害者の場合は30万円、同居している特別障害者の場合は53万円）

▶ 寡婦控除

【要件】

寡婦（※）である場合に適用されます。

【控除額】

26万円

※ 寡婦については、9ページ「非課税」の※1をご覧ください。

▶ ひとり親控除

【要件】

ひとり親（※）である場合に適用されます。

【控除額】

30万円

※ ひとり親については、9ページ「非課税」の※2をご覧ください。

▶ 勤労学生控除

【要件】

前年の合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生である場合に適用されます。

【控除額】

26万円

▶ 配偶者控除

【要件】

前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に適用されます。

【控除額】

配偶者の区分	個人住民税を納める人の合計所得金額と控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者（年齢70歳未満）	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者（年齢70歳以上）	38万円	26万円	13万円

▶ 配偶者特別控除

【要件】

前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に適用されます。

【控除額】

配偶者の合計所得金額	個人住民税を納める人の合計所得金額と控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

▶ 扶養控除

【要件】

生計を一にする親族（配偶者を除く）で前年の合計所得金額が48万円以下の場合に適用されます。

【控除額】

扶養親族	控除額
年齢16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の場合	1人につき33万円
年齢19歳以上23歳未満の場合	1人につき45万円
年齢70歳以上の場合	1人につき38万円
年齢70歳以上の場合で、かつ、同居している父母等の場合	1人につき45万円

▶ 基礎控除

【要件】

前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます。

【控除額】

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

● 税額控除

▶ 調整控除

平成19年度（2007年度）の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除の差による負担増を調整するため、合計課税所得金額に応じて調整控除額が個人住民税所得割額から控除されます。ただし、合計所得金額が2,500万円超の場合は適用がありません。

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	次の①と②のいずれか少ない額の5%を控除 ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額（※1）
200万円超	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5%を控除 ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除（個人道民税1,000円（500円）、個人市町村民税1,500円（2,000円）（※2）

※1 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含みません。

※2 札幌市が課税する個人住民税（賦課期日が平成30年（2018年）1月1日以降のもの）については、括弧内の額となります。

▶ 配当控除

利益の配当や証券投資信託等の収益の分配などの配当所得がある場合に、一定の額が個人住民税所得割額から控除されます。

▶ 住宅借入金等特別税額控除

次の①と②のいずれか少ない額が個人住民税所得割額から控除されます。

- ① 前年分の所得税での住宅借入金等特別控除額（可能額）のうち、所得税で控除しきれなかった額
- ② 次の方法により算出した額

居住時期	控除限度額
～平成26年（2014年）3月	所得税の課税総所得金額等（※1）×5% （最高97,500円）
平成26年（2014年）4月 ～令和3年（2021年）12月	所得税の課税総所得金額等（※1）×7% （最高136,500円）（※2）
令和4年（2022年）1月 ～令和7年（2025年）12月	所得税の課税総所得金額等（※1）×5% （最高97,500円）（※3）

※1 所得税の課税総所得金額等とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含みません。

※2 消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における金額となるため、それ以外の場合は所得税の課税総所得金額等×5%（最高97,500円）となります。

※3 令和4年中に居住の用に供した場合について、契約日等により控除額の算出方法や上限額が異なります。

▶ 寄附金税額控除

寄附金の種類に応じて、個人住民税所得割額から控除されます。

寄附金の種類	控除の種類
地方自治体への寄附金 (ふるさと納税)	詳細は 15 ページをご覧ください。
北海道共同募金会及び日本赤十字社北海道支部への寄附金	(寄附金 - 2 千円) × 10% (※1)
それぞれの自治体の条例で指定した寄附金	(寄附金 - 2 千円) × 10% (※1) (個人道民税 4% (2%)、個人市町村民税 6% (8%)) (※2)

※1 寄附金額は総所得金額等の30%が限度となります。

※2 札幌市が課税する個人住民税（賦課期日が平成30年（2018年）1月1日以降のもの）については、括弧内の税率となります。

▶ 外国税額控除

外国の法令によって所得税や住民税に相当する税が課された場合に、その所得に更に日本国の所得税や個人住民税が課されたときは、国際間の二重課税となるため、これを調整するために一定の額が個人住民税所得割額から控除されます。

▶ 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

特別徴収された道民税配当割又は道民税株式等譲渡所得割について、確定申告等を行った場合は、個人住民税所得割額から特別徴収された金額が控除されます。個人住民税所得割額から控除しきれなかった金額は還付されます。

● ふるさと納税

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税と個人住民税から全額が控除される制度です。

▶ 税額控除の対象となる自治体

ふるさと納税を行った時期	所得税及び個人住民税(基本控除)	個人住民税(特例控除)
令和元年(2019年)5月31日以前	すべての自治体	すべての自治体
令和元年(2019年)6月1日以降	すべての自治体	次の基準に適合する総務大臣が指定する自治体 ① 寄附金の募集を適正に実施していること ② 返礼品の返礼割合が3割以下であること ③ 返礼品が地場産品であること

▶ 税額控除額

対象税目	税額控除額
①所得税	(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除…所得控除額×所得税率(※)が軽減
②個人住民税(基本控除額)	(ふるさと納税額-2,000円)×10%
③個人住民税(特例控除額)	(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本控除額分)-所得税率) ①、②により控除できなかった額を③により全額控除(所得割額の20%が限度)

※ 令和19年(2037年)までは、復興特別所得税率を加えた率となります。

【控除額のイメージ】

年収700万円の給与所得者(夫婦のみ、所得税率20%)が30,000円の寄附をした場合



※ 20.42% = 所得税率20% + 復興特別所得税率0.42% (20% × 0.021)



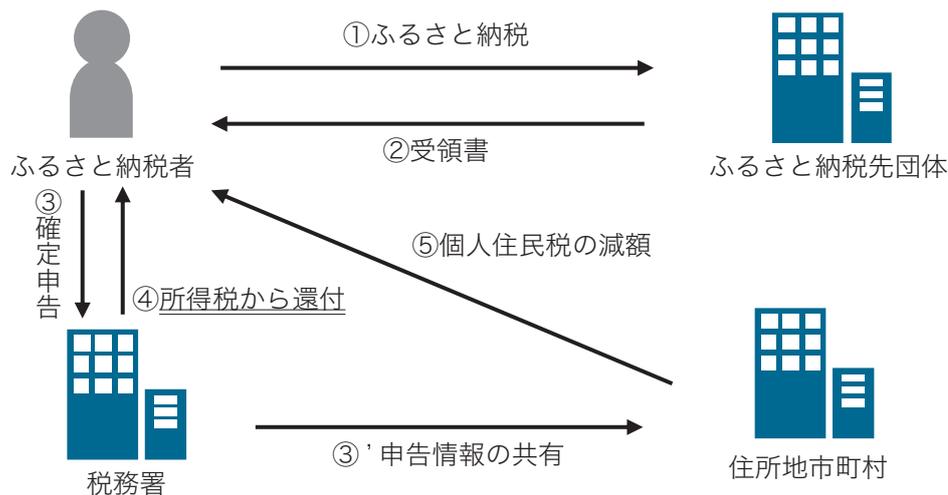
▶ 控除の手続き

原則として確定申告を行う必要がありますが、次のいずれにも該当する人は、寄附を行う際に寄附先の自治体に申請することにより、その翌年に確定申告等を行わなくても寄附金に係る税額控除が受けられる「ワンストップ特例制度」があります。

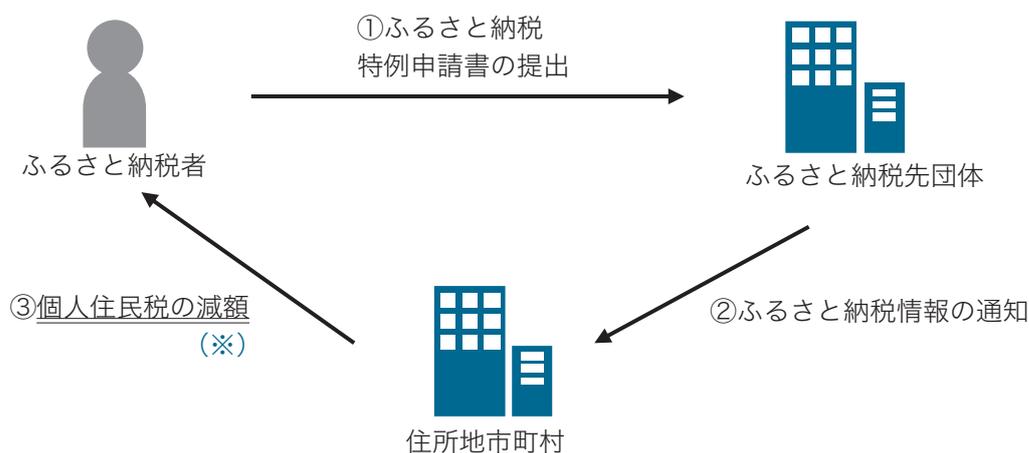
- 確定申告や個人住民税の申告を行う必要のない給与所得者や年金所得者
- ふるさと納税先の自治体数が5団体以下

【手続きのイメージ】

確定申告を行う場合



ワンストップ特例制度が適用される場合



(※) 所得税控除分相当額を含め個人住民税が減額されます。

● 個人住民税の計算例

A市に住む4人家族の場合

夫 : 47歳 給与収入 5,500,000円
 妻 : 46歳 パート収入 960,000円
 長女、次女 : 17歳、14歳 いずれも所得なし
 社会保険料 : 450,000円
 生命保険料 : 144,000円 (平成22年(2010年)4月1日契約)

【課税所得金額の計算】 (☞ P.7)

収入金額 5,500,000円	−	給与所得控除額 1,540,000円	−	所得控除額 1,575,000円	=	課税所得金額 2,385,000円
--------------------	---	-----------------------	---	---------------------	---	----------------------

◎ 給与所得控除額 (☞ P.8) …… 5,500,000円 × 20% + 440,000円 = 1,540,000円

◎ 所得控除額

区 分	控除額	控除額の考え方
社会保険料控除 (☞ P.10)	450,000円	支払った全額
生命保険料控除 (☞ P.10)	35,000円	旧契約に係る生命保険
配偶者控除 (☞ P.12)	330,000円	妻が70歳未満で所得金額 (※) が48万円以下
扶養控除 (☞ P.12)	330,000円	16歳以上19歳未満の扶養親族が1人
基礎控除 (☞ P.13)	430,000円	−
合 計	1,575,000円	

※ 妻の所得金額の計算

960,000円 (収入金額) − 550,000円 (給与所得控除額) = 410,000円

給与所得控除額 (☞ P.8) …… 550,000円 (960,000円 × 40% − 100,000円 < 550,000円)

【所得割の計算】 (☞ P.7)

個人道民税

課税所得金額 2,385,000円	×	税率 4% (※1)	−	税額控除額 1,000円 (※2)	=	所得割額 94,400円
----------------------	---	---------------	---	----------------------	---	-----------------

個人市町村民税

課税所得金額 2,385,000円	×	税率 6% (※1)	−	税額控除額 1,500円 (※2)	=	所得割額 141,600円
----------------------	---	---------------	---	----------------------	---	------------------

◎ 税額控除額

調整控除 (☞ P.13)

{ 150,000円 − (2,385,000円 − 2,000,000円) } × 5% = △11,750円

人的控除の額の差
 基礎控除 50,000円
 配偶者控除 50,000円
 扶養控除 50,000円

2,500円に満たないため2,500円を控除
 (個人道民税1,000円、個人市村民税1,500円)

※1 札幌市にお住まいの方は、個人道民税の税率が2%、個人市町村民税の税率が8%になります。

※2 札幌市にお住まいの方は、個人道民税の調整控除額が500円、個人市町村民税の調整控除額が2,000円になります。

【計算結果】

区 分	個人道民税	個人市町村民税	合 計
所得割額	94,400円	141,600円	236,000円
均等割額 (☞ P.7)	1,500円	3,500円	5,000円
合 計	95,900円	145,100円	241,000円

Q & A

個人道民税（住民税）

Q1

引っ越した場合

今年の4月に室蘭市から札幌市に引っ越したのですが、どちらの市から納税通知書が送られますか。

A

個人住民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村において前年中の所得に基づいて課税されることになっていますので、室蘭市から納税通知書が送付されます。

Q2

退職した場合

今年3月に退職し、その際に退職金から所得税と個人住民税を天引きされたのですが、このほかにも個人住民税がかかるのですか。

A

個人住民税は、前年中の所得に対して課税され、サラリーマン（給与所得者）の場合は、6月から翌年の5月までの12回に分割して給与から天引きされることになっています。また、退職金に係る個人住民税については、退職金の支払の際に天引きされます。

なお、退職の前年分の所得に係る個人住民税は、今年度に課税され、納税通知書が送付されることとなります。

Q3

新社会人になった場合

今年4月に社会人になりました。所得税しか天引きされていませんが、私は個人住民税を納めなくて良いのですか。

A

サラリーマン（給与所得者）は特別な場合を除き、勤務先の会社で毎月の給与から所得税や個人住民税が天引きされます。

個人住民税については、その年の1月1日現在に住んでいる市町村において前年中の所得に基づいて課税され、6月から翌年の5月までの給与から天引きされます。あなたの場合は、来年6月から天引きが始まることとなります。

Q4

単身赴任した場合1

昨年の4月、新築した札幌市の家に家族を残し、稚内市に単身赴任しましたが、この場合、個人住民税は、どのようになりますか。

A

個人住民税は、1月1日現在に住んでいる市町村において課税されますので、今年の個人住民税は稚内市から課税されます。ただし、札幌市にマイホームなど家屋敷を所有している場合は、別途、札幌市の個人住民税の均等割額がかかりますので、稚内市における個人住民税と別に、札幌市における個人住民税の均等割額（市民税3,500円、道民税1,500円）が課税されることとなります。

Q5

単身赴任した場合2

住民登録を異動せずに道外から道内に単身赴任をしていますが、単身赴任は2～3年と短期間なので、個人住民税は、住民登録のある道外の市に納税すれば良いですか。

A

単身赴任が短期間であっても、個人住民税はその年の1月1日現在に生活の本拠として居住している市町村に納めることとなります。したがって、1月1日時点で道内に生活の本拠がある場合には、単身赴任先で居住する市町村に納めることとなりますので、年末調整の書類に単身赴任先の住所を記入して、勤務先の会社に提出してください。

なお、単身赴任の場合であっても、勤務日以外には自宅に帰省して家族と一緒に過ごしている場合などは、生活の本拠が家族の居住地とされますので、住民登録のある市町村に個人住民税を納めることとなります。

法人道民税

この税金は、道内に事務所や事業所などがある法人に課税されるもので、法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割と、所得に応じて負担する法人税割とがあります。

● 納める人

区 分	均等割	法人税割
道内に事務所（事業所）を有する法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの	○	○
道内に事務所（事業所）はないが、寮・宿泊所・クラブなどを有する法人	○	×
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、道内に事務所（事業所）を有するもの	×	○

● 納める額

▶ 均等割

区 分	税 率
公共法人、公益法人等	年額 2万円
資本金等の額（※）を有する法人	
資本金等の額	
1,000万円以下	年額 2万円
1,000万円を超え1億円以下	年額 5万円
1億円を超え10億円以下	年額 13万円
10億円を超え50億円以下	年額 54万円
50億円を超えるもの	年額 80万円

※ 「資本金等の額」は平成27年（2015年）4月1日以後に開始する事業年度においては、「資本金等の額又は、資本金額と資本準備金の合算額のいずれか大きい額」となります。

▶ 法人税割

$$\text{法人税額} \times \text{税率}$$

区 分	開始する事業年度	
	令和元年（2019年）10月1日以後	
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社	1.8%	
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を超えるとき	1.8%
	法人税額が年1,000万円以下のとき	1.0%

● 申告と納税

申告の種類		納める額	申告と納税の期限
中間申告	事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人が行います。 前事業年度の実績による予定申告と仮決算による中間申告があります。	予定申告 $\text{前事業年度の法人税割額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} + \text{均等割額}$	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
		仮決算による中間申告 $\text{法人税の中間申告税額} \times \text{税率} + \text{均等割額}$	
確定申告		$(\text{法人税額} \times \text{税率} + \text{均等割額}) - \text{中間申告額}$	事業年度終了の日から2か月以内
修正申告	提出した申告書の税額に不足額があるとき、又は還付金の額が過大であるときに行います。	不足額又は還付過大額	早急に
	法人税について修正申告をしたとき、又は更正を受けたときに行います。	$\text{法人税額} \times \text{税率} - \text{既に納付した法人税割額}$	増加した法人税額を納付すべき日
均等割申告	公益法人等で法人税の課されないものなどが行います。	均等割額	4月30日（土曜日、日曜日及び休日の場合はその翌日）

▶ 確定申告書の提出期限の特例

法人税において、申告書の提出期限の延長が認められた法人については、法人道民税においても、申告書の提出期限の延長が認められます。

この場合、知事に対し、法人税の申告書の提出期限が延長された旨の届出をしなければなりません。

● グループ通算制度

完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行うグループ通算制度が法人税に導入されていますが、法人道民税及び法人事業税については、グループ通算制度は適用されないため、損益通算等の影響を排除する調整を行うこととされています。

● 分割基準

2以上の都道府県において事務所等を有する法人は、法人税額を関係都道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係都道府県ごとの法人税割額を算定し、均等割額を加算した額を申告納付します。

なお、このとき分割に用いる基準を「分割基準」といい、従業者の数により行います。

● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金控除

地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28年（2016年）4月20日）から令和7年（2025年）3月31日までの間に、地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合、その寄附金額の一部を支出した事業年度の法人事業税、法人道民税法人税割及び法人税額から控除することができます。

道民税利子割

この税金は、支払を受ける利子等について課税されるものです。

● 納める人

金融機関などを通じて利子等の支払を受ける個人
(金融機関などが、利子等の支払の際に税金をお預かりし、道に納めます。)

▶ 利子等の種類

次の利子等が対象になります。

- 預貯金（普通預金、定額貯金、勤務先預金など）の利子
- 特定公社債（国債、地方債、上場公社債、公募公社債など）以外の公社債の利子

● 納める額

利子等の支払を受ける額 × 5%

この他に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率で課税されます。

● 非課税

非課税の種類		限度額
身体障がい者や寡婦年金受給者など に対する非課税	少額貯蓄非課税制度（マル優）	350万円
	少額公債非課税制度（特別マル優）	350万円
勤労者が行う財産形成貯蓄に対する 非課税	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	合わせて 550万円
	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	
納税準備預金や納税貯蓄組合預金の利子		全額

● 申告と納税

金融機関などが、毎月分をまとめて、翌月の10日までに申告して納めます。

● 市町村への交付

道に納められた道民税利子割額の59.4%相当額は、道内の市町村に交付されます。

道民税配当割

この税金は、支払を受ける一定の上場株式等の配当等について課税されるものです。

● 納める人

道内に住所を有する個人で、一定の上場株式等の配当等の支払を受ける人
(上場企業などが、配当等の支払の際に税金をお預かりし、道に納めます。)

● 納める額

一定の上場株式等の配当等の額 × 5%

この他に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率で課税されます。

● 申告と納税

上場企業などが、毎月分をまとめて、翌月の10日までに申告して納めます。

(「源泉徴収選択口座内配当等に係る道民税配当割」については、1年分をまとめて、翌年1月10日までに申告して納めます。)

● 市町村への交付

道に納められた道民税配当割額の59.4%相当額は、道内の市町村に交付されます。

道民税株式等譲渡所得割

この税金は、支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡所得の金額に対して課税されるものです。

● 納める人

道内に住所を有する個人で、一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける人

(証券会社などが支払の際に税金をお預かりし、道に納めます。)

● 納める額

特定口座内における株式等譲渡所得金額 × 5%

この他に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率で課税されます。

● 申告と納税

証券会社などが、1年分をまとめて、翌年の1月10日までに申告して納めます。

● 市町村への交付

道に納められた道民税株式等譲渡所得割額の59.4%相当額は、道内の市町村に交付されます。

【非課税口座内における上場株式等の配当等及び売却により生じた譲渡益について】

少額投資非課税制度（NISA）は口座開設の年の1月1日現在、成年の居住者等を対象として、非課税口座又は未成年者口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定等が設けられた日の属する年の1月1日から最長20年間非課税とされる制度です。

なお、令和5年（2023年）12月31日でジュニアNISAは廃止され、令和6年（2024年）1月1日からは、これまでのNISAの抜本的拡充・恒久化を図った新制度が適用されます。

	令和5年（2023年）12月31日まで			令和6年（2024年）1月1日から	
	つみたてNISA	NISA	ジュニアNISA	つみたて投資枠	成長投資枠
併用の可否	不可			可	
年間投資上限額	40万円	120万円	80万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間	制限なし	
非課税保有限度額	800万円	600万円	400万円	1,800万円 1,200万円（内数）	
口座開設可能期間	令和5年（2023年）12月31日まで			制限なし	
投資対象商品	一定の公募等 株式投資信託	上場株式・ 公募株式投資信託等		一定の公募等 株式投資信託	上場株式・ 公募株式投資信託等